

令和4年5月12日

大学間交流協定校への交換留学を希望する皆さんへ

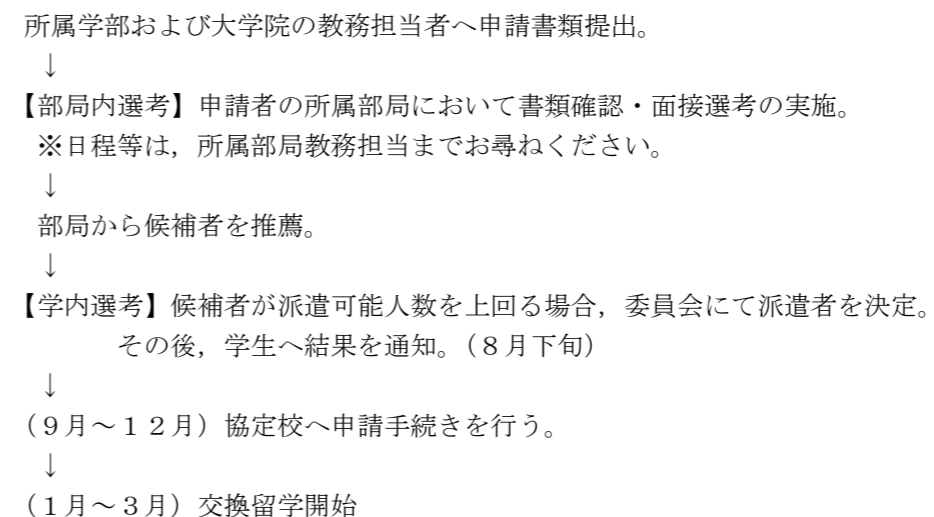
2022年度大学間交流協定校交換留学生の二次募集について（通知）

2022年度に大学間交流協定校への交換留学を希望する学生は、二次募集を行いますので、必要書類を所属部局の教務担当まで提出ください。

記

- 協定校への派遣留学制度について
 - 留学期間は1年以内で、その期間は卒業に必要な在籍年限に算入される。
 - 留学期間中に修得した単位は、所属学部・研究科の承認を得て、卒業に必要な単位として認定される場合がある。
 - 授業料は富山大学に納入し、留学先の大学の入学検定料、入学金及び授業料は不徴収となる。
- 派遣先大学について
本学と大学間交流協定を結んでいる大学(別紙を参考とすること)。なお、本募集における留学の開始は、2023年1月～3月までの間とする。留学期間(学期数)は、協定校からの指定により希望通りにならないこともある。
- 応募書類について
提出物：①2022年度学術交流協定に基づく交換留学申請書
②2022年度学術交流協定に基づく交換留学計画書
③大学間交流協定校派遣交換留学生推薦状
①、②については、Wordファイルで提出してください
- 書類提出先
所属学部、または大学院教務担当
- 提出期限
所属学部・大学院に確認してください。
- 奨学金について
(富山大学で募集している奨学金制度の一部)
○富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム
支給内容：月額6万円～10万円(派遣地域により異なる)
申請時期：3月上旬～
- 海外留学保険について
協定校への交換留学にあたっては、大学が指定する保険へ加入することを条件とする。

8. 申請後から交換留学開始までのプロセス



9. 問合せ先

国際部留学支援課(五福キャンパス共通教育棟B棟1階)

TEL 076-445-6082 Mail (ryugaku@adm.u-toyama.ac.jp)

※メールを送る場合は、所属、氏名を記載のうえ、タイトルを「交換留学問合せ」とすること

【注意事項】

- 新規協定校及び過去2年間本学から交換留学の実績がない協定校への留学を希望する場合は、協定先大学への確認が必要な場合があります。また、修士学生については別の基準が設定されている場合があります。いずれも5月中に国際部留学支援課までご相談ください。
 - 語学能力の基準を設定している協定校は、申請時に語学能力を証明するスコアシートを提出してください。また、急に基準が変更となる場合がありますので、ご注意ください。
 - 協定校の一部には、交換留学申請時に留学に必要な資金を保持していることの証明が必要になる場合があります。留学にかかる費用については事前にご自身で確認してください。
 - 留学開始時に派遣大学へ健康診断書や各種予防接種の証明書を提出する必要があります。健康上の問題がある場合は、事前にご相談ください。
※証明書の発行にかかる費用については学生が負担することとなります。
 - 各協定校への派遣人数には制限があり、派遣可能人数を超える場合は、学内選抜を行います。
 - 今回は2022年度二次募集であるため、一次募集で定員を満了した協定校へは留学できません。
 - 部局間交流協定校へ留学を希望する場合は、所属部局教務担当にお問い合わせください。
- ### 【新型コロナウイルスの影響について】
- 日々状況が変化しているため、留学の可否については本学の対応方針を確認してください。
 - 派遣校への交換留学申請・承認後、交換留学生の受入条件が変更になる可能性があります。
 - 協定校から受入が承認されている場合でも、渡航先国のビザが取得できない等、入国に制限がかかる場合があります。渡航予定国の入国に関する情報については、都度ご自身で情報収集を行ってください。
 - 派遣決定後、渡航手続き中または手続き後に渡航不可となった場合、手続きのために支払った費用については、大学側は責任を負いかねます。